

静岡県告示第547号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県富士山保全協力金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年7月4日

静岡県知事 川勝平太

受託者の名称及び所在地	委託する事務の種類	委託する期間
株式会社JTB中部静岡支店 静岡県静岡市葵区御幸町5-9 株式会社フォーラムジャパン東京支店 東京都千代田区神田小川町3-20	富士宮口五合目及び御殿場口 新五合目における富士山保全 協力金の収納事務	平成29年6月27日から 平成29年10月31日まで
小山町 静岡県駿東郡小山町藤曲57番地の2 公益社団法人小山町シルバー人材センター 静岡県駿東郡小山町用沢345番地の1	須走口五合目における富士山 保全協力金の収納事務	平成29年6月27日から 平成29年10月31日まで
富士急静岡バス株式会社 静岡県富士市厚原771-1 株式会社富士急ビジネスサポート 山梨県富士吉田市上吉田2-5-1	水ヶ塚駐車場における富士山 保全協力金の収納事務	平成29年6月7日から 平成29年10月31日まで